

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都八王子市館町468番地の2

氏名 株式会社完山金属  
代表取締役 完山 一範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 3月29日

許可の有効年月日 令和11年 3月28日

## 1. 事業の範囲

## 中間処理

- 破碎・減容：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類  
破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）  
解体分離・破碎分離：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字大類字西ヶ谷332番1、332番5 以上2筆（面積1,760.16㎡）  
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。  
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 6年 3月29日	指令産廃第1245-1号	新規許可
	以下余白	

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 番号
破砕・減容施設	4.04t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず以上4種類	令和 6年 3月29日 — —
破砕施設	1.91t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。)	令和 6年 3月29日 — —
解体分離・破砕 分離施設	1.95t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも廃太陽光パネルに限る。)	令和 6年 3月29日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず以上4種類	26.6㎡	2.5m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。)	6.3㎡	2.0m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず以上3種類(いずれも廃太陽光パネルに限る。)	12.5㎡	2.0m(屋内)

(以下余白)